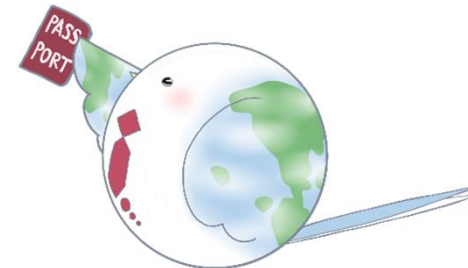


令和6年10月30日



外国人を雇用するにあたっての注意点等

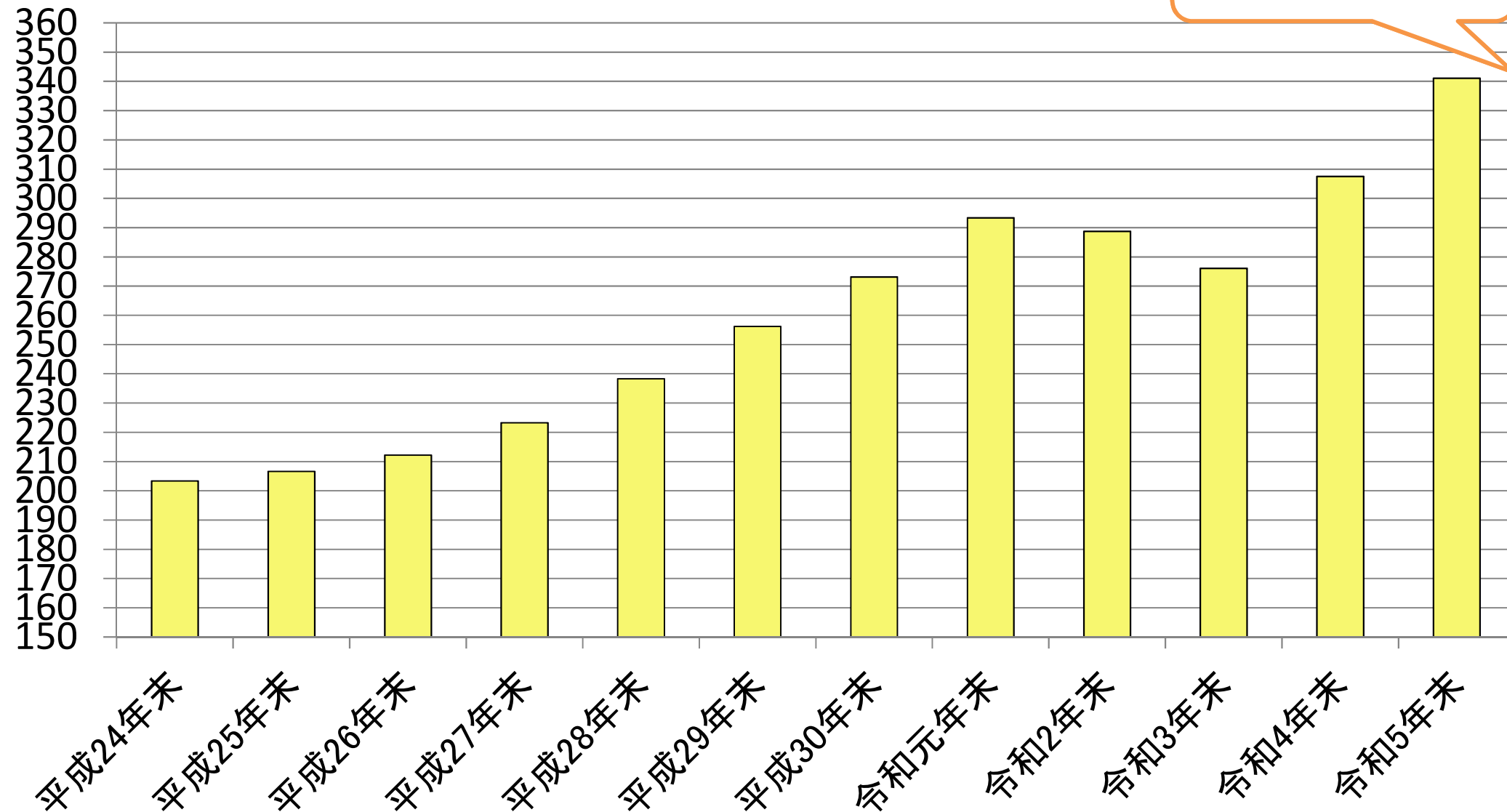


福岡出入国在留管理局佐賀出張所

在留外国人数の推移（全国）

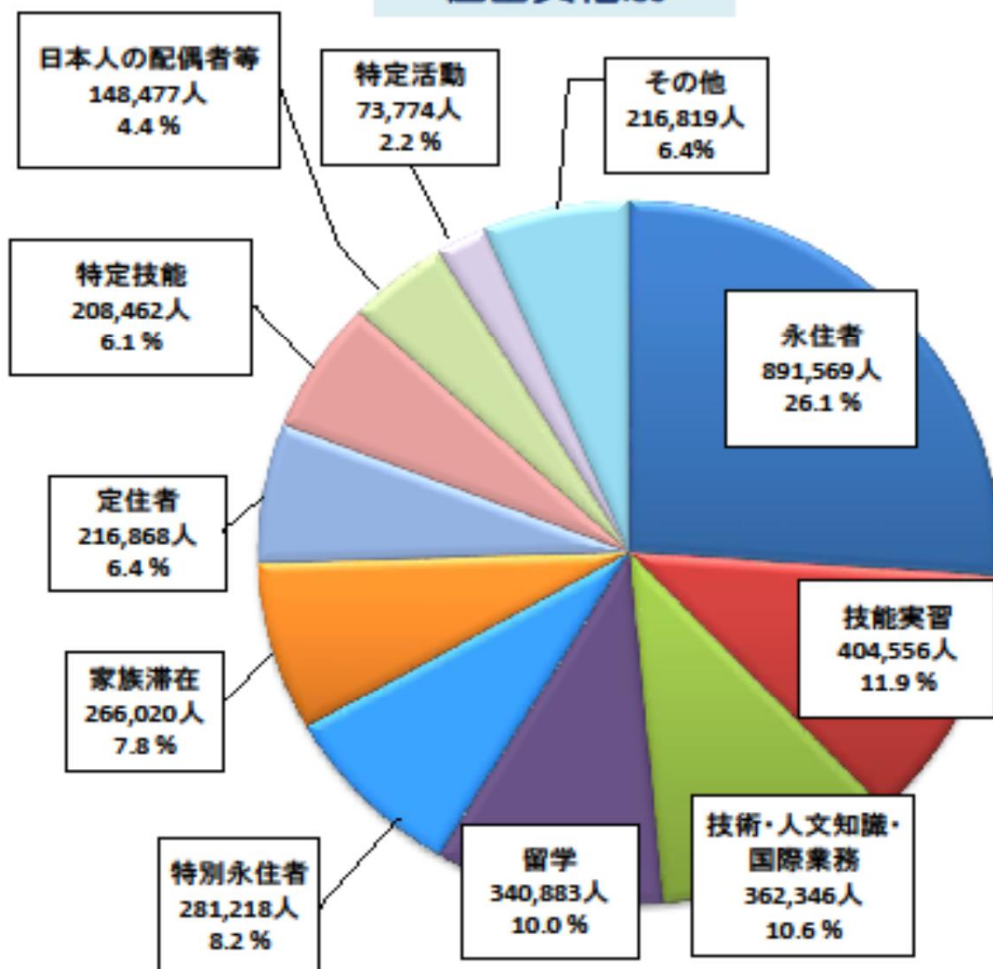
（万人）

令和5年12月末現在
341万992人

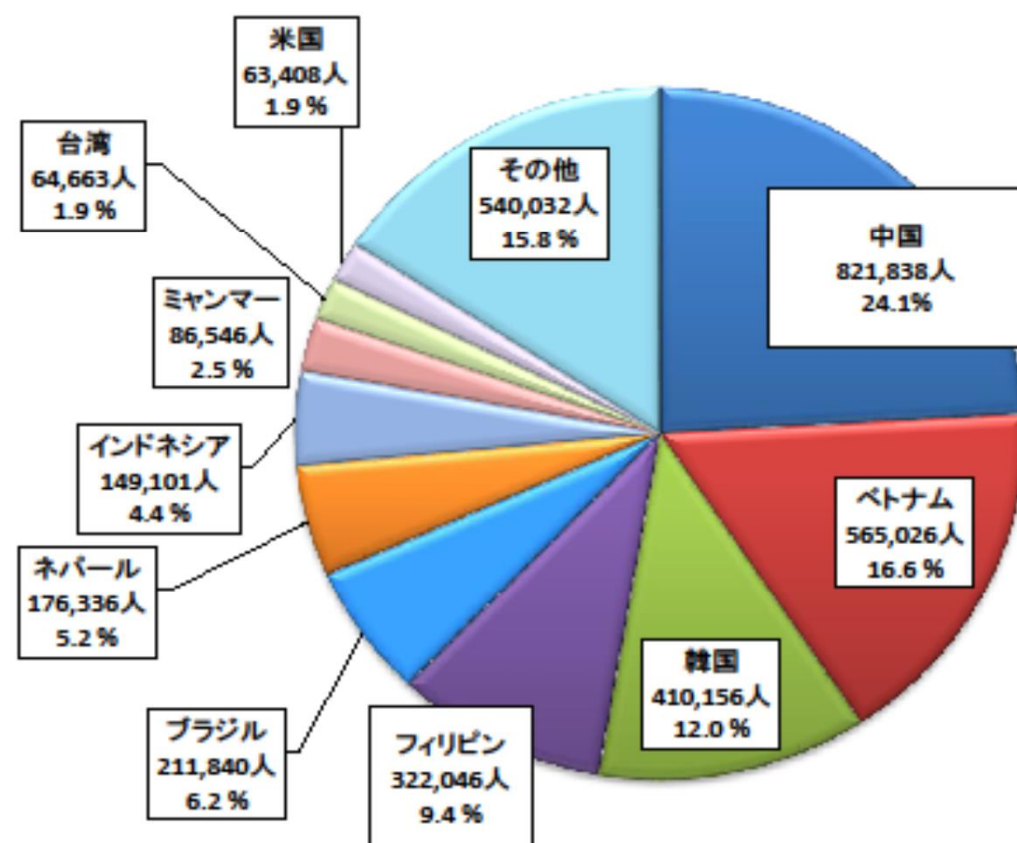


在留外国人数（総数） 341万992人

在留資格別



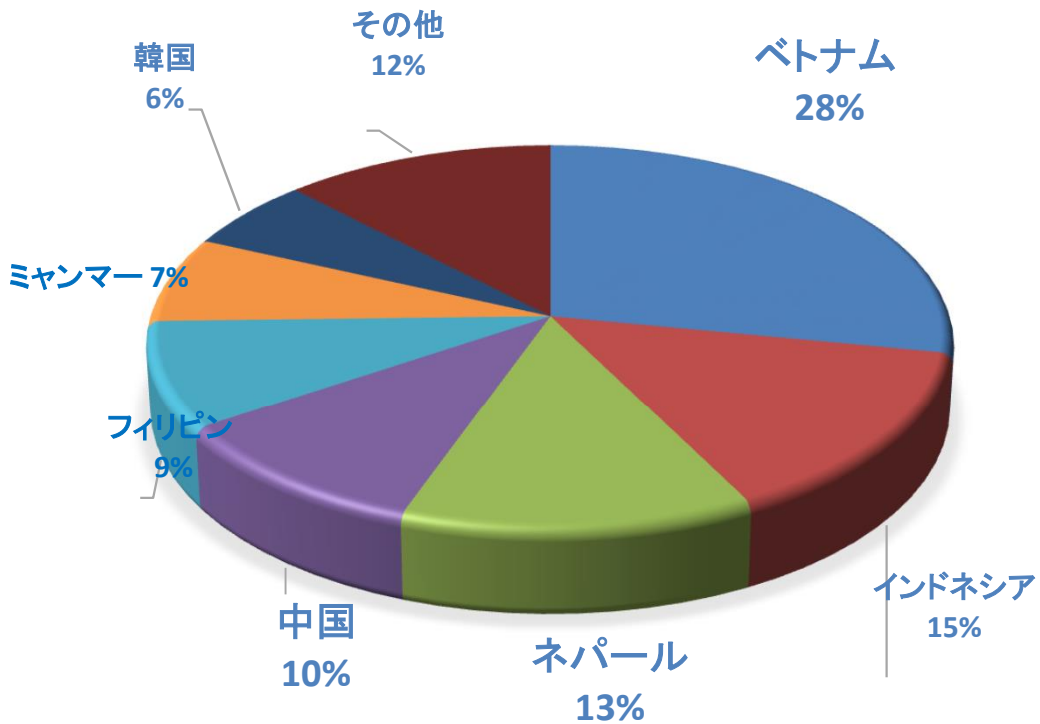
国籍・地域別



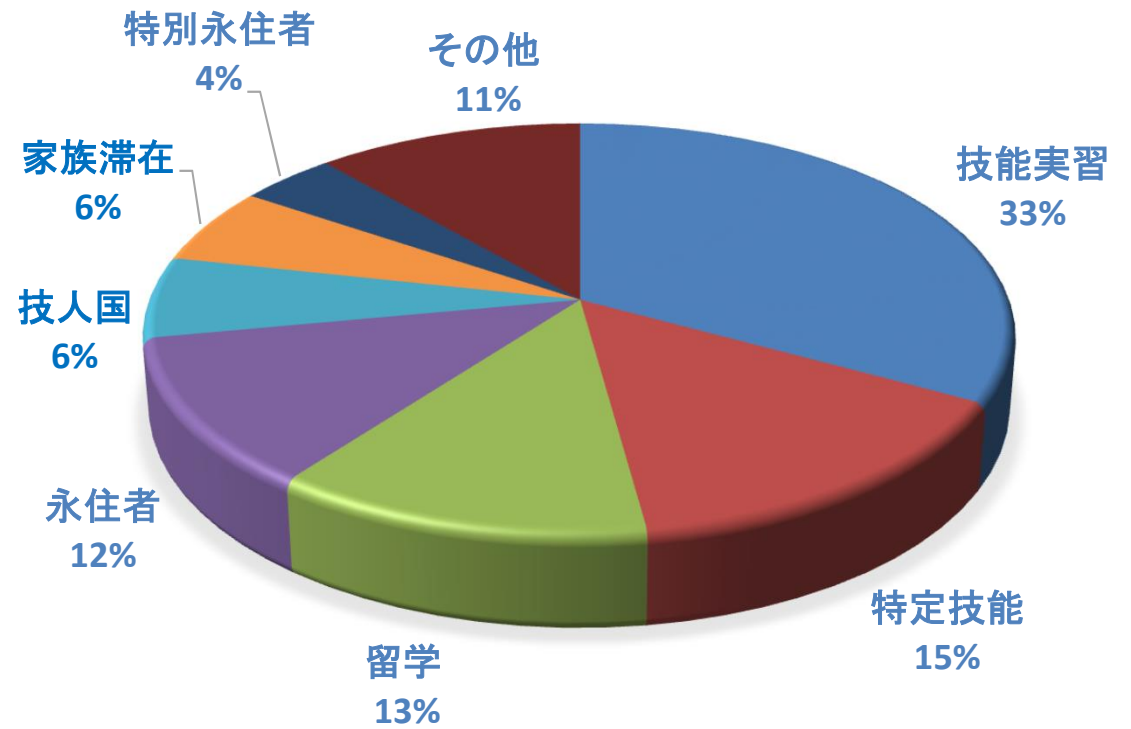
佐賀県の在留資格・国籍・地域別内訳 (令和5年12月末)

在留外国人数 (総数) 9,764人

国籍・地域別



在留資格別



在留資格一覽表

外国人が「何（活動）をするか」がポイント

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

外国人が「どのような身分であるか」がポイント

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

1 就労内容について

「技術・人文知識・国際業務」(入管法別表第1の2の表)

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学、その他の**自然科学の分野**若しくは法律学、経済学、社会学その他の**人文科学の分野**に属する**技術もしくは知識を要する業務**又は**外国の文化に基盤を有する思考**若しくは**感受性を必要とする業務**に従事する活動(以下略)

大学等で学んだ知識等を活かした業務に従事する必要がある

→学術上の素養を要しない作業に主として従事してはならない

2 就労時間について

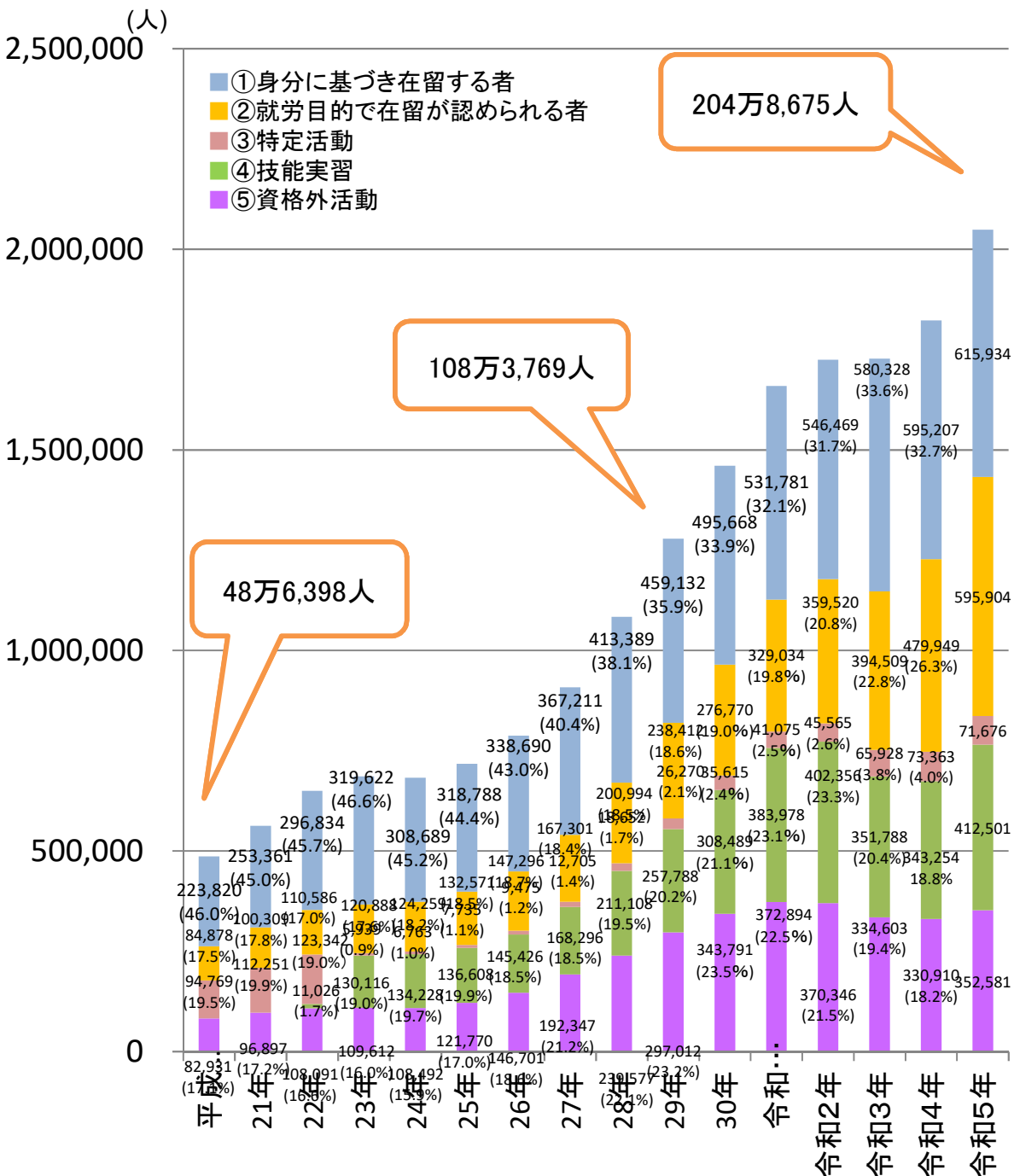
資格外活動 (入管法施行規則第19条第5項第1号)

一週について二十八時間以内 (留学の在留資格をもって在留する者については在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内) **の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動** (以下略)

原則として、一週間に28時間以内の就労活動が認められる

→これを超えて就労活動を行うと、在留期間の更新が認められない可能性もある

外国人労働者数の内訳



厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

- ①身分に基づき在留する者 約61.5万人**
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。
- ②就労目的で在留が認められる者 約59.5万人**
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ③特定活動 約7.1万人**
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ④技能実習 約41.2万人**
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)。
- ⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約35.2万人**
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

特定技能制度概要 ～在留資格について～

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、
（12分野） 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

（介護分野は特定技能2号受入なし）

- 令和5年12月末時点で約20万人（特定技能1号）が在留

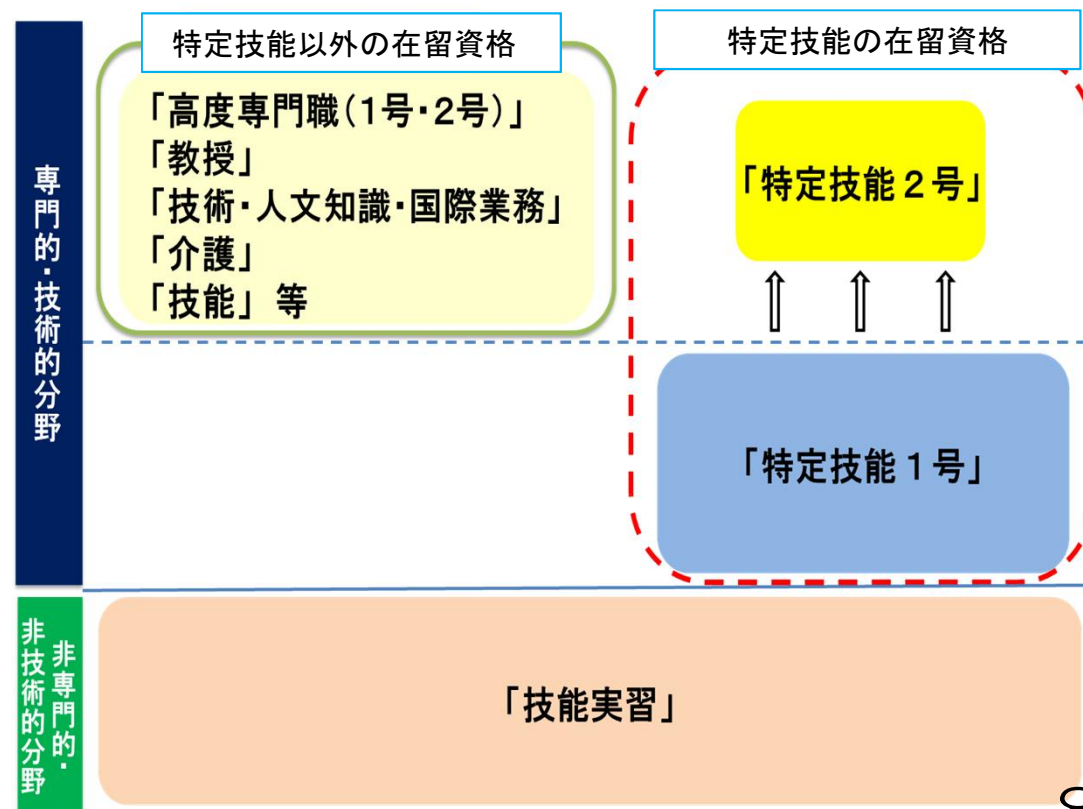
特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

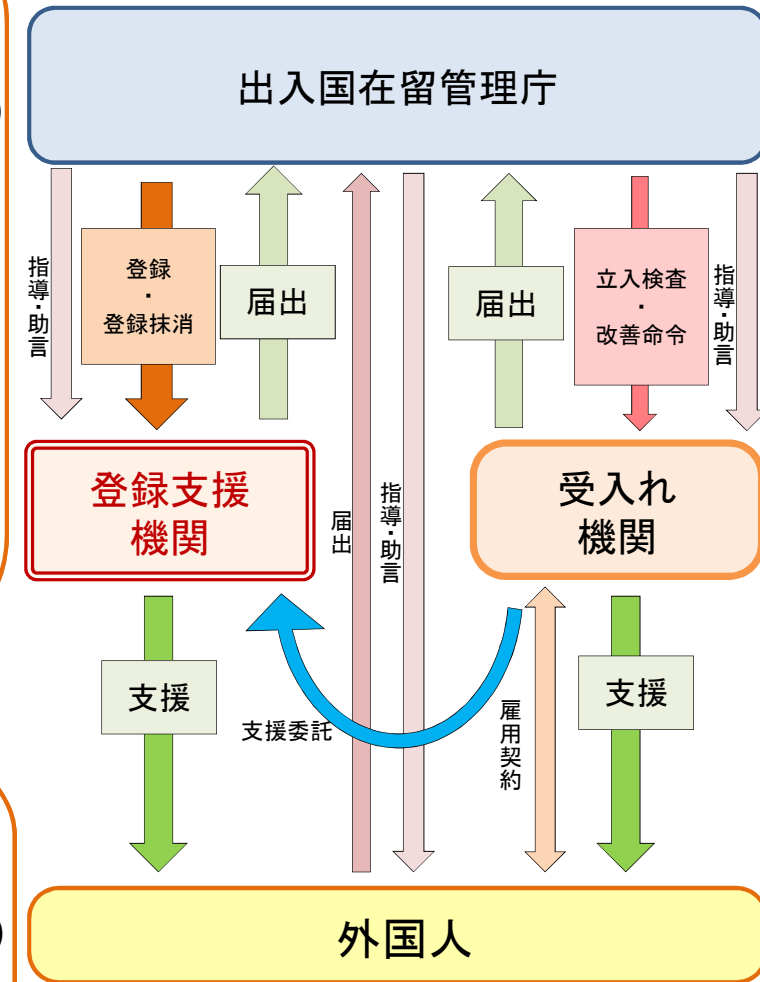
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- 密入国した人や在留期限が切れた人が働く
- 退去強制されることがすでに決まっている人が働く

2 就労できる在留許可を有していない外国人で入管から働く許可を受けずに働くケース

- 観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
- 留学生や難民認定申請中の人が就労の許可を受けずに働く

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

- 外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業者として働く
- 留学生が許可された時間数を超えて働く

事業主も処罰の対象となります！

注意！

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人
「不法就労助長罪」
⇒ 3年以下の懲役・300万円以下の罰金
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
⇒ 退去強制の対象
- 外国人の雇入れ又は離職について、ハローワークに届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
⇒ 30万円以下の罰金

★不法就労者を発見した場合や、雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合は入管へ連絡したり、出頭を促すなどをお願いします。
★外国人を雇用する際には在留カードの確認をお願いします。

外国人を雇用する際のポイント

ポイント①

在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください

- 「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- 「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」の場合。活動についてはパスポートに添付された、「指定書」を確認する)
- 「就労制限なし」
の記載がありますか？
- 「就労不可」の記載がある場合、原則雇用はできません
(資格外活動許可を受けた場合を除く。)



指定書の例

別記第七号の四様式(第七条, 第二十条, 第二十四条, 第四十四条関係)

日本国政府法務省

指 定 書
DESIGNATION

氏名 Name	氏名
国籍・地域 Nationality/Region	国籍

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

外国の大学の学生(卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者(通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。))に限る。)が、その学業の遂行及び将来の就業に資するものとして、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内当該大学が指定した当該機関の業務に従事する活動

活動の内容が記載されます

日 本 国 法 務 大 臣
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

ワーキングホリデー(5号)、アマチュアスポーツ選手(6号)、インターンシップ(9号)、サマージョブ(12号)、スキーインストラクター(50号)など

(例として、スキーインストラクターの場合)
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成二年法務省告示第百三十一号)の別表第十二に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動

外国人を雇用する際のポイント

ポイント②

在留カード裏面の「資格外活動許可」欄を確認してください

・在留カード表面に「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」と記載のある方であっても「資格外活動許可」欄に下記のいずれかの記載があれば、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があります。

- ・「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の事業を除く）」
- ・「許可（「教育」、「技術・人文知識・国際業務」「技能」に該当する活動・週28時間以内）」
- ・「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」

The image shows the back of a Japanese Residence Card (Zairyu Card) with a light blue background and a repeating watermark pattern. The card is divided into several sections. At the top, there is a 'Residence Information' section (住居地記載欄) with columns for 'Date of Issue' (届出年月日), 'Residence' (住居地), and 'Issuing Authority Seal' (記載者印). The 'Date of Issue' is 2014年12月1日, the 'Residence' is 東京都港区港南5丁目5番30号, and the seal is from the Tokyo Port District (東京都港区長). Below this is the 'Qualification Outside Activity Permission' section (資格外活動許可欄), which is highlighted with a red box. It contains the text: 許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く. To the right of this section is the 'Residence Renewal/Change Application' section (在留期間更新等許可申請欄), which contains the text: 在留資格変更許可申請中.

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

在留カードの真偽判断について

在留カードを上下方向に傾けると、左端部分及び「MOJ」の絵柄の色がグリーンからピンクに変化します

顔写真下の銀色のホログラムは見る角度を90度変えると、文字の白黒が反転します



在留カードの真偽判断について

暗い場所でカードをおもて面側から強い光を直に充てて透かして見ると、「MOJMOJ・・・」の文字が見えます

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

ア 在留カード等の番号の失効情報提供について

在留カード等の番号が失効しているか否かを確認することができます。

詳しくはこちら → <https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>



イ 在留カード等読取アプリケーションについて

在留カード及び特別永住者証明書のICチップに記録された氏名等の情報を表示させ、在留カード等が偽変造されたものでないことを確認できるアプリケーションです。2020年12月25日から導入しました。

詳しくはこちら → <https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>



福岡出入国在留管理局

TEL 092-717-7595

福岡出入国在留管理局佐賀出張所

TEL 0952-36-6262

お問い合わせをいただく場合は、最適な情報を提供できるよう相談者の

- 在留資格
- 在留期間
- 在留期限
- 在留状況（難民申請中、非正規在留中など）

などの詳しい情報を聞き取った上で連絡いただくようお願いいたします。

（相談者を特定する情報は必要ありません。）



ご清聴ありがとうございました。



福岡出入国在留管理局佐賀出張所